

# 記載例

(別紙)

事業等要件(平成20年厚生労働省告示第297号の第2号)について

《イに該当》又は《医師会で、ロ(1)～(6)の内2つ以上に該当》又は《歯科医師会で、ハ(1)～(5)の内2つ以上に該当》することについて、証明を求める項目欄に「○」印を記入

(例) 歯科医師会である一般社団法人が「休日に診療を行っていること」、「障害者に対する診療を行っていること」について証明を求める場合

(事業要件内容)

イ. 医療法第4条第1項の地域医療支援病院の開設者であること。

ロ. 次の(1)から(6)のうち、いずれか2以上の事項に該当する医師会であること。

- (1) 学校医の相当数が医師会の会員である医師であること。
- (2) 救急医療を提供すること。
- (3) 医師会の会員である医師が、都道府県知事の要請又は市町村長の委託を受けて予防接種を実施していること。
- (4) 特定保健指導・特定健康診査について保険者から委託を受けていること。
- (5) 地域産業保健センター事業を実施していること。
- (6) へき地において、巡回診療又は健康診査を実施していること。

ハ. その開設する病院又は診療所が、次の(1)から(5)のうち、いずれか2以上の事項に該当する歯科医師会であること。

- (1) 休日に診療を行っていること。
- (2) 夜間に診療を行っていること。
- (3) 障害者に対する診療を行っていること。
- (4) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が、往診及び巡回診療を行っていること。
- (5) 保健指導又は健康診査のうち、歯科保健に関するものを行っていること。

## 1. 要件一覧

イ	ロ(医師会のみ)						ハ(歯科医師会のみ)				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
							○		○		

## 2. 事業収入総括表

項 目	収入金額(円)	構成割合 (%)
①社会保険診療		
②労災保険診療		
③自賠責		
④公害		
⑤健康増進		
⑥それ以外の健康診査		
⑦臨床検査		
⑧助産		
⑨自治体委託		
(①～⑨の合計)		
⑩事業収入合計	ア	

①～⑩の各収入金額についてアの金額で除した割合(%)を記入すること

- ・⑩の事業収入合計は法人の事業収入から、当該法人が開設又は運営する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に関する事業に係る収入、当該法人の構成員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るものを除いたもの
- ・事業収入とは、経常的な収益のうち事業活動に係る収益をいい、会費、入会金、特別収入などは含まれない

3. 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

②に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

準ずる額

社会保険診療に準ずる場合

準じない額

4. 自動車損害賠償保障法に係る患者の診療報酬

③に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

準ずる額

社会保険診療に準ずる場合

準じない額

5. 公害健康被害の補償等に関する法律に係る患者の診療報酬

④に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

準ずる額

社会保険診療に準ずる場合

準じない額



9. 助産にかかる収入金額

	項 目	値
A	自由診療のうち助産にかかる収入 (社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く)	円
B	分娩件数	件
C	B×50万円	円
D	A又はCの金額のうち、いずれか低い方の金額	円

10. 2号ロ(1)及び(4)に掲げる基準に関する事業並びに国又は地方公共団体から委託を受け実施する医療に関する事業に係る収入金額

	事 業 名	収入金額(円)
	ロ(1)学校医	
	ロ(4)特定健診特定保健指導	
	合 計	

実施している該当事業名を記載